別記様式第２号（第４条関係）

（表　面）

第　　号

検　　査　　員　　証

写真

押出スタンプ

官　職

氏　名

年　　月　　日生

上記の者は、特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律第12条第１項の規定による立入検査に従事する職員であることを証明する。

年　　月　　日

国家公安委員会　印

（裏　面）

特殊開錠用具の所持の禁止等に関する法律（抜粋）

（報告及び立入検査）

第12条　国家公安委員会は、第８条の規定の施行に必要な限度において、製造業者等に対し、指定建物錠に係る業務の状況に関し報告させ、又は警察庁の職員に、製造業者等の事務所、工場又は倉庫に立ち入り、指定建物錠、帳簿、書類その他の物件を検査させることができる。

２　（略）

３　第１項の規定により立入検査をする職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

４　第１項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

備考　用紙の大きさは、日本工業規格Ｂ８とする。